

サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者研修 制度改正について

令和8年6月1日

群馬県健康福祉部福祉局障害政策課

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分ける。
※ **令和元年度から新体系による研修開始**。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置

改正前(平成30年度以前)

サービス管理責任者
実務要件

児童発達支援管理
責任者実務要件



相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11.5h)

サービス管理責任者等研修共通
講義及び分野別演習を受講(19h)



サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

改正後(令和元年度以降)

【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件

児童発達支援管理
責任者実務要件

※ 実務要件に2年満たない
段階から、基礎研修の受講可



【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11h)

サービス管理責任者等基礎研修**(統一)**
講義・演習を受講(15h)



OJT
一部業務
可能

【新規創設】

サービス
管理責任者等
実践研修
(14.5h)



サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置



【新規創設】

サービス
管理責任者等
更新研修
(13h)
※5年毎に受講



【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義(改正前)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h



基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)(改正後)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習(改正前)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(改正後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 新旧比較表

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サビ管等」と記載

旧制度(～平成31年3月31日)	新制度(平成31年4月1日～)
実務経験の緩和 ○直接支援業務 10年 ○実務要件を満たして研修受講 ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務(有資格) 5年 ・直接支援業務(無資格) 10年 ・国家資格者による相談・直接支援業務 3年	○直接支援業務 8年 ○基礎研修は実務要件が 2年満たない段階から受講可 ・相談支援業務 5年→3年 ・直接支援業務(有資格) 5年→3年 ・直接支援業務(無資格) 8年→6年 ・国家資格者による相談・直接支援業務 3年→1年
配置時の取扱いの緩和 ○研修修了後にサビ管等として従事可 ○個別支援計画はサビ管等のみが作成可	○既にサビ管等が1名配置されている場合、基礎研修修了者を2人目のサビ管等として配置可 ○基礎研修修了者は、個別支援計画の 原案 作成可
研修分野統合による緩和 ○サービス管理責任者の各分野(第1～第4分野)、児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ○修了した分野のサビ管等として従事可	○全分野(児童発達支援管理責任者含む)のカリキュラムを統一し、共通で実施 ○実務経験要件を満たせば 全分野のサビ管等として従事可

新制度によるサービス管理責任者等の 資格要件に関するフロー図(新規でサビ管等になるケース)

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サービス管理責任者等」と記載
※厚生労働省告示第109号(平成31年3月29日)に基づき作成

サービス管理責任者等としての実務要件
を満たしている

サービス管理責任者等としての実務要件
から2年引いた年数を満たす実務経験有り

↓

＜実務経験＞
相談支援5年以上
直接支援(有資格)5年以上
直接支援(無資格)8年以上
国家資格者による業務3年以上

↓

＜実務経験＞
相談支援3年以上
直接支援(有資格)3年以上
直接支援(無資格)6年以上
国家資格者による業務1年以上

①相談支援従事者初任者研修(講義部分)

②サービス管理責任者等基礎研修

基礎研修受講後、
2年以上の実務経験※

※一定の要件を満たす場
合に、6月以上に短縮可
能。

③サービス管理責任者等実践研修

①～③の研修すべてを修了することにより、サービス管理責任者等として従事可。

サービス管理責任者等研修制度の変更点

(実践研修の受講に係る実務経験(OJT)について)

現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験(OJT)④については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

①基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件⑤(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。

②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。(具体的には以下のいずれかのとおり)

- ・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(※)を行う。
- ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

(※)利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し(少なくとも概ね10回以上)、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等基礎研修 Q&A

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サビ管等」と記載

項目	質問	回答
1	「基礎研修」を修了した者の取扱いはどうなるのか。	人員基準上の2人目のサビ管等として配置可。個別支援計画の 原案 が作成可。
2	「基礎研修」を受講しても、サビ管等として従事することができないのか。	原則不可。「基礎研修」修了後、2年以上の実務経験を経て、「実践研修」を終了することで従事が可能となる。
3	分野が統一になるが、他の分野のサビ管等になりたい場合はどうするのか。 例)平成30年度までに旧第4分野(就労)を修了したが、他の分野のサビ管に配置を希望する場合。	「実践研修」修了者(みなし含む)は、分野の概念がないため、 すべての分野のサビ管等(児発管含む)として配置可。 ※ただし、児発管はサビ管と実務要件が異なるため、実務要件を満たしている場合は従事可。
4	基礎研修修了後、実践研修を受講するための要件は何か。	基礎研修修了後に2年間以上の業務経験を必要とする。 具体的には、主として個別支援計画原案作成などのOJTを想定しているが、それ以外の相談支援業務や直接支援業務を行うことでもよい。